

広栄寺文書目録

Catalog of Koei-ji Temple Documents

名古屋大学附属図書館研究開発室
Nagoya University Library Studies

石 川 寛
ISHIKAWA, Hiroshi

Abstract

The Takagi Family Documents held by the Nagoya University Library are a collection of historical documents passed down through the Nishi-Takagi family, a former shogunal vassal. In addition to managing those Takagi Family documents, Nagoya University Library Studies is also engaging in inquiry about and collection of the Takagi Family Documents dispersed elsewhere. As a part of it, we surveyed and organized the old documents held by Koei-ji Temple. This paper serves as a report on this investigation and the catalog.

Keywords

Takagi Family Documents (高木家文書), Koei-ji Temple (広栄寺)

はじめに

本目録は、岐阜県大垣市上石津町時山の広栄寺が所蔵する古文書の目録である。

広栄寺には、広栄寺に伝来した文書群（広栄寺が作成または授受した文書）のほかに、東高木家の旧蔵になる文書群が伝わっている。それらは広栄寺に関わる争論関係文書であり、高木家の寺院支配や広栄寺と時山村の関係をj知る上で重要な資料となっている。このため早くから注目されてきたが、これまで目録が作成されることはなかった。そこで、このたび附属図書館研究開発室が調査と整理を実施し、今後の保存環境を整え、目録を作成することにした。所蔵文書の調査・整理・研究をお許しいただいた広栄寺にまず感謝申し上げたい。

旗本高木家と広栄寺

高木家は、美濃国南西端の牧田川上流に位置する石津郡時・多良両郷（現・岐阜県大垣市上石津町域）の内に知行地を与えられた旗本で、西高木家（2300石）、東高木家（1000石）、北高木家（1000石）の三家からなる。知行地に在住して参勤交代をおこなう交代寄合の格式を許され、三家は多良郷宮村に陣屋を構えた。関ヶ原合戦後に上記の知行地を宛てがわれて以降、明治維新にいたるまで同地を支配し続けた。

旗本高木家に伝来した文書群のうち、西高木家旧蔵の大部分が名古屋大学附属図書館の所蔵に帰しており、1982年度までに5万2000点余の整理を終え、『高木家文書目録』巻一～五⁽¹⁾を刊行した。現在は残された書状・書付類数万点の整理が進められており、その調査報告が発表されている⁽²⁾。

東高木家旧蔵の文書群は、名古屋市蓬左文庫、徳川林政史研究所、大倉精神文化研究所などが所蔵しており、また個人蔵のものも確認されている。このうち広栄寺とも関連する寺社関係資料が含まれているのは蓬左文庫の「美濃高木家文書」であり、『名古屋市蓬左文庫古文書古繪圖目録⁽³⁾』において目録が公表されている。

以下では、本目録と係わりのある名古屋大学附属図書館所蔵「高木家文書」を指すときは名図、蓬左文庫所蔵「美濃高木家文書」を指すときは蓬左と略記し、必要に応じて請求番号を記すことにする。

高木家の知行地が存在した時郷は7ヶ村、多良郷は24ヶ村からなる。時郷のうち山上村は西高木家の一円支配、上村・下村・打上村・堂之上村・細野村・時山村は高木三家の相給であった。多良郷は高木三家のほか、旗本青木家および旗本別所家の知行所、尾張藩領、幕領が混在し、16ヶ村に高木三家の知行所があった。

広栄寺は牧田川の最上流部に位置する時郷時山村に所在する。時山村の石高は68石余で、元禄12（1699）年の高木三家「知行高帳⁽⁴⁾」によると、西高木家が39石余、東高木家・北高木家がそれぞれ14石余であった。18世紀後半の家数人別御改帳⁽⁵⁾によれば、村内の家数は40軒前後、人口は175人程である。近江国と接する谷あいの村で、生業は炭焼き等の山方稼ぎが中心であった。

広栄寺の宗派は真宗大谷派である。時山村の百姓の檀那寺は他村にあり、広栄寺は天保年間に蔵林寺が建立されるまで、村における唯一の道場であった。本来、真宗の伝道組織としては道場が主であり、所属の寺や門徒から委託された看坊が管理した。そして道場に対して寺号呼称が許されると、それまでの名号または絵像の本尊を木仏に改め、宗祖等の御影を安置し、寺院としての形体を整える⁽⁶⁾。『上石津町史 通史編⁽⁷⁾』には広栄寺は延宝9（1681）年に木仏寺号が許されたとあり、『養老郡志⁽⁸⁾』は弘化2（1845）年に寺号を広栄寺と称したと記す。

美濃国において真宗大谷派の触頭は平尾御坊願証寺（不破郡）であり、その触下に25の講（近接した数ヶ村からなる組寺）を組織し、道場広栄寺は唯願寺（下村）、了覚寺（打上村）、明覚寺（上村）と七番土岐（時）講を構成した⁽⁹⁾。

広栄寺文書の伝来と現状

広栄寺文書については、東高木家文書が含まれていることから、「本学所蔵以外の高木家文書調査」の一環として1975年10月30日に名古屋大学附属図書館高木家文書調査室が調査に訪れ、東高木家旧蔵文書16点、その他の広栄寺文書21点を確認した。その成果は『高木家文書調査報告V⁽¹⁰⁾』において報告されている。

ここでは前者の東高木家旧蔵文書について、「時山村における、寺をめぐる諸事件を示すものである」とした上で次のように評している。

本学所蔵文書のなかにも、これらの事件に関する文書が多くある。時山村は三高木家相給の地であり、これらの事件には領主による対応のしかたのちがいが微妙に反映していた。したがって、今回採集した史料によって、東高木家側の対応を知りうるであろうし、事件の理解がより深くなる可能性を得たといえる。

また、後者のその他の広栄寺文書についても「近世における高木家の寺院支配を考えるばあいに参考となるべき文書であろう」と紹介している。

調査においてはこの他に、「元来は前者〔東高木家旧蔵文書〕のみが納められていたであろう頑丈な木箱」の存在も確認し、その木箱の蓋に次のような墨書があったことを報告している。

(表)
時山邑 道場 一件
 広栄寺
 預り納戸方

(裏)
高木大内蔵貞教代改納之者也
永々籠略不可有候于時文政
十二年己丑仲春
 納戸
 川添本務 改之
 三輪多物

東高木家では、「時山邑道場広栄寺一件」についての文書を、文政12(1829)年に高木貞教(東高木家11代)が確認の上、納戸方によってこの木箱に収納したことがわかる。それが広栄寺に移譲されたことで、東高木家旧蔵文書が広栄寺に伝来しているのである。ただし、それらが、いつ、どのような理由で東高木家から広栄寺に移譲されたのかは資料が残っていないのではっきりしない。

『高木家文書調査報告V』で報告された木箱は広栄寺に現存しているが、現在は木箱に東高木家旧蔵文書は納められておらず、2016年7月に調査したときは次のような状態になっていた。

- ①段ボール箱に収納して風呂敷で包む(通番1～90)。
- ②化粧箱に収納して風呂敷で包む(通番91～188、このうち91～128は大垣別院再建事務局の封筒、129～165は仏教大学の封筒

に収納)

③木箱(近代の資料群を収納)

元来木箱に入ったと思われる東高木家の「時山邑道場広栄寺一件」文書は、その他の広栄寺伝来文書とともに、①と②に混在していた。そして木箱(③)には比較的新しい時代の資料が収納されていた。広栄寺文書は早くから注目され、調査・閲覧に訪れる人も少なくなかったようで、そうしたなかで原秩序が崩れてしまったものと思われる。

今回の調査では、比較的新しい時代の私的な文書が大半を占めた③については遠慮し、①②の古文書群を調査・整理した(ただし、③に存在した近世文書1通は①に含めて整理した)。

整理にあたっては、古文書1点ごとに通番を付けて中性紙封筒に詰め、さらにアーカイバルボードの文書箱に収納した。枝番を含めると総点数は263点となった。1975年調査のときに確認した数を遥かに超える文書が確認された。

整理した文書については、標題・内容・年月日・作成・宛名・形態などの文書情報を採録するとともに、すべてデジタル撮影をおこなった。その上で、他の高木家文書との統一的な把握を目指し、名図の『高木家文書目録』の分類項目を適用して内容分類をおこなった。また、理解の助けになるとと思われる名図と蓬左の広栄寺に関する文書については「参考」として目録に記載した。

広栄寺に関わる争論関係文書

広栄寺が所蔵する東高木家旧蔵文書は、宝暦9(1759)年にはじまり寛政3(1791)年に結着した広栄寺(時山村道場)に関わる争論関係文書が中心をなしている。それに該当すると思われる文書は「B支配-11寺社-(6)出入」に分類した。

名図の「B支配-11寺社-(6)出入」には、寺社をめぐる争論に関する文書が、補遺も含めると、1100点程存在する⁽¹¹⁾。その過半を占めるのが時山村の道場広栄寺をめぐる争論関係文書である。これらの文書により争論の推移や西高木家の対応が詳細に検討されてきた。他方で蓬左の「(二)支配-9寺社-(6)出入」に分類された文書は20点に満たないため、東高木家の対応については十分な検討ができなかった。広栄寺文書はそうした不足を補うことができる資料として貴重である。

宝暦9（1759）年にはじまる争論は、時郷にある寺院の門徒であった時山村の村民たちが、信仰の場であった道場（広栄寺）に結集して自立を企てようとしたことが発端となり始まった（時山村百姓師檀出入一件）。宝暦13（1763）年には、時山村の門徒と時郷の僧侶およびその門徒との間で暴力沙汰となり、評定所へ提訴された。これは内済したもの（済口証文は名図「B-11-(6)-72-あ」）、その事後処理をめぐって、強く干渉した西高木家と時山村百姓の間で争いとなり、明和元（1764）年11月には百姓たちが大挙して江戸に出訴する事態に発展した（時山村百姓江戸出訴一件）。

宝暦の師檀出入については好井淳氏が広栄寺文書も活用して詳しく検討しており⁽¹²⁾、また明和の江戸出訴一件については、旗本領主権力の特質を研究する格好の素材として、西田真樹・伊藤孝幸の両氏により検討がなされてきた⁽¹³⁾。本稿でもこの三氏の論稿に多くを拠っている。

ただし、広栄寺文書の争論関係文書は、宝暦年間のものから存在するが、どちらかと言えば安永年間以降のものが多い。それは、この問題が江戸出訴以降もくすぶり続け、安永3（1774）年に高木大炊（東高木家8代）が「貫請」して、その解決が東高木家に一任され、寛政3（1791）年に最終的な結着をみたからである。解決まで長い年月を要した争論の後半期に関しては、これまで研究がされてこなかったが、広栄寺文書によって東高木家が「貫請」して以降の動向がわかるようになった。

なお、騒動が始まった宝暦期の当主は、西高木家が9代新兵衛篤貞、東高木家は7代内膳貞直、北高木家が10代玄蕃貞明および11代一学貞一であり、その後東高木家は、大炊貞歳（～安永9〔1780〕年11月）、右膳演貞（～天明元〔1781〕年6月）、中務貞直（千之助、～文政6〔1823〕年3月隠居）と代替わりし、次の大内蔵貞教のときに「時山邑道場広栄寺一件」文書が木箱に収納された。

ところで、高木大炊へ時山惣道場支配を一任した安永3年4月の一札（広栄寺文書91）、寛政2年に時山村道場一件について作成された双方熟談証文と古例書（蓬左「高ナ55・34, 22」）の三通を写したものが名図に存在する（名図「B-11-(6)-127-あ～う」）。この三通を収納する包紙の内側には次のように経緯が書き留められていた。

文政十丁亥年 時上村明覚寺与時山村旦家与
弔之義ニ付少々入組有之候ニ付古書類吟味
いたし候得共、済口分り兼候ニ付、内々東様江
問合せ候処、此三通共東様ニ本紙印付有之候
ニ付、写置双方へ右之旨申渡置候也

文政十一子二月

大嶽半之進

三輪右衛門 改入ル

文政11（1828）年に時山村百姓と檀那寺である明覚寺（時郷上村）の間で争いがあったとき、東高木家が所有していた争論関係文書が参照されたのである。「時山邑道場広栄寺一件」文書が整理され収納されたのはこの翌年のことであった。

現在の広栄寺には、木箱が作成された文政12（1829）年仲春以降の出入に関する文書も伝来している。それは文政12（1829）年9月に焼失した広栄寺の再建をめぐる一件や天保2（1831）年の新道場（蔵林寺）の移転をめぐる一件に関する文書などである。それらも「B支配-11寺社-(6)出入」に分類した。

その他の広栄寺文書

「B支配-11寺社-(6)出入」以外の寺院に関する文書についても、『高木家文書目録』の分類項目にしたがい「(1)由緒」「(2)住職」「(3)殿地」「(4)勤行祭式」「(5)檀家」「(7)その他」に分類した。

「(1)由緒」は明治期に作成された寺院明細書や境内外地取調書で、広栄寺と蔵林寺のものが残っている。蔵林寺については、広栄寺の山村順龍住職が蔵林寺住職を兼務していた関係から文書が伝わったものと思われる。

「(2)住職」は御伝鈔（親鸞絵伝から詞書を抄出したもの）や金入輪袈裟着用、飛檐出仕などについての本山東本願寺の許可書（御印書）、大正期の蔵林寺の後継住職問題に関わる文書、了覚寺代務に関する文書が主な内容である。

「(3)殿地」は、土地や堂宇に関する文書である。ここでは、土地の売渡し証文、本堂類焼と再建・普請に関する文書を収めた。

「(4)勤行祭式」は寺社の宗教活動に関する文書である。寛政9（1797）年から明治5（1872）年にいたる「当院（山）記録」三冊は、広栄寺の活動を知るうえで貴重な記録である。このほか、十

六日講・和讃講に関する文書や葬儀依頼書などがある。

「(5)檀家」は、永代経志に関する文書、分檀証札などである。広栄寺への檀家の移転や広栄寺からの離檀については明治5(1872)年以降におこなわれたようで、証札からはその経緯を知ることができる。

「(7)その他」には、広栄寺に関する金銭の書付(請求・領収書)、書状などを収めた。

この他、宗門一札や宗旨送り状など戸口に関する文書があり、送り状は文化15(1818)年から明治2(1869)年までの期間で残っていた。また、幕府による寛政元(1789)年の僧侶風俗取締令写が1通あった。これらについては「A領地-2戸口」の各項目および「B支配-4法令-(1)幕法」に分類した。

- (1) 名古屋大学附属図書館高木家文書調査室、高木家文書目録刊行調査室、1978～83年。
- (2) 伊藤孝幸「高木家文書調査報告(補遺の一～六)」(『名古屋大学古川総合研究資料館報告』7～12、1991～96)。秋山晶則「高木家文書調査報告(補遺の七～十)」(『名古屋大学古川総合研究資料館報告』13～15、『名古屋大学博物館報告』16、1997～2001年)。
- (3) 名古屋市教育委員会、1976年。
- (4) 『上石津町史 史料編』(上石津町、1975年)37号文書。
- (5) 名図「A-2-(1)-20, 22, 25」。
- (6) 千葉乗隆『真宗教団の組織と制度』(同朋舎、1978年)。
- (7) 上石津町、1979年、888頁。
- (8) 岐阜県地方改良協会養老郡支会、1925年、644～645頁。
- (9) 『岐阜県史 史料編 近世八』(岐阜県、1972年)186号文書。細川道夫「近世美濃における本願寺教団の組織」(『岐阜史学』60、1972年)。
- (10) 名古屋大学附属図書館高木家文書調査室、1976年。
- (11) 前掲『高木家文書目録』二および「高木家文書調査報告」の補遺の二・五・九による。
- (12) 好井淳「近世中期一山村の惣道場について一美濃国石津郡時山村師檀出入一」(1975年度名古屋

大学文学部卒業論文)。

- (13) 伊藤孝幸『交代寄合高木家の研究』(清文堂、2004年)、同『江戸出訴への領主の対応』(溪水社、2006年)。西田真樹「明和期農民闘争と幕藩権力一美濃国旗本領における集団「退去」をめぐって一」(『名古屋大学文学部研究論集』史学26、1980年)

追記

本稿は科学研究費補助金基盤研究(B)「旗本高木家文書を中心とした分散資料の統合と共有化に関する研究」(研究課題番号:15H03237)による成果の一部である。

大項目	中項目	小項目	整理 番号	標題	年月日	西曆	作成
A 領地	2 戸口	(3)宗門一札	1	[本寺宗門証文雛形]	何何月		時郷時山村・東本願寺宗道場・無住、時郷上村・西本願寺宗道場・誰印
A 領地	2 戸口	(6)送り状	1	送り状之事(宗旨送り手形)	文化十五戊寅年三月	1818	江州彦根・来迎寺㊦
A 領地	2 戸口	(6)送り状	2	寺送一札之事(宗旨送り手形)	文政三辰正月	1820	不破郡若森村・東本願寺宗・浄宝寺㊦
A 領地	2 戸口	(6)送り状	3	宗門送り手形之事	天保五年午	1834	同(近江)国同(犬上)郡四十九院村・唯念寺役方・薩摩文庫㊦、恵林寺㊦
A 領地	2 戸口	(6)送り状	4	送一札之事(宗旨送り手形)	天保十一年子九月	1840	養泉寺㊦
A 領地	2 戸口	(6)送り状	5	送一札之事(宗旨送り手形)	嘉永元年申九月	1848	勢州桑名領市場村庄屋・杉山左九郎㊦、同村・覚勝寺㊦
A 領地	2 戸口	(6)送り状	6	送一札之事(宗旨送り手形)	嘉永七年寅四月	1854	江州犬上郡多賀・西徳寺㊦
A 領地	2 戸口	(6)送り状	7	宗旨送り手形一札之事	安政二年卯七月	1855	江州犬上郡保月村・西本願寺直参・照西寺㊦
A 領地	2 戸口	(6)送り状	8	送一札之事(宗旨送り手形)	安政四年巳正月	1857	市場村庄屋・杉山左九郎㊦、同村・覚勝寺㊦
A 領地	2 戸口	(6)送り状	9	送一札之事(宗旨送り手形)	安政五年午六月	1858	濃州石津郡時山村・広栄寺㊦
A 領地	2 戸口	(6)送り状	10	送一札之事(宗旨送り手形)	文久三年癸亥九月十三日	1863	江州犬上郡東沼波村・光照寺㊦
A 領地	2 戸口	(6)送り状	11	受取一札之事(当村にて宗門帳に書載)	元治二年丑正月	1865	彦根様御領分・江州愛知郡今在家村庄屋・岸善兵衛㊦、横目・助七㊦、白鹿背山・東光寺㊦
A 領地	2 戸口	(6)送り状	12	宗旨送り一札之事	慶応三年卯正月	1867	勢州員弁郡白瀬市場村・覚勝寺㊦
A 領地	2 戸口	(6)送り状	13	寺送り手形一札	明治二年巳八月日	1869	江州坂田郡布施村・円立寺㊦
A 領地	2 戸口	(6)送り状	14	宗旨送り一札之事(案文)			(広栄寺)
A 領地	2 戸口	(6)送り状	15	送一札			市場村方
A 領地	2 戸口	(6)送り状	16	寺送り手形一札			
B 支配	4 法令	(1)幕法	1	[僧侶風俗取締の幕府触書写]	寛政元年三月日	1789	
B 支配	11 寺社	(1)由緒	1	[蔵林寺明細書]	(明治五年)壬申九月	1872	美濃国石津郡時山村・蔵林寺㊦
B 支配	11 寺社	(1)由緒	2	[蔵林寺明細書]			
B 支配	11 寺社	(1)由緒	3	[広栄寺明細書]			
B 支配	11 寺社	(1)由緒	4	記(蔵林寺境外所有地取調)			上石津郡時山村・蔵林寺檀家総代・三輪善之介、右寺住職・山上信行、戸長・川添太郎
B 支配	11 寺社	(1)由緒	5	記(蔵林寺境内所有地取調)			上石津郡時山村・蔵林寺檀家総代・川添善之助㊦
B 支配	11 寺社	(2)住職	1	僧分人別帳入			時郷・唯願寺
B 支配	11 寺社	(2)住職	2	[唯願寺明願につき書付三通写、召放慎隠居仰せ付け、逼塞御免の申渡覚、御詫願い]	(酉、戌)		
B 支配	11 寺社	(2)住職	3	御印書			

宛名	形態	点数	備考	一括情報	請求番号
	縦紙	1	端裏書「西御屋敷」		広栄寺 28
濃州石津郡時山村・広栄寺殿	縦紙	1			広栄寺 108
時山村・御寺院	縦紙	1	包紙「寺送一札之事 若森村浄宝寺」		広栄寺 118
濃州石津郡時山村・光緑(マ)寺殿	縦紙	1			広栄寺 119
広栄寺殿	縦紙	1			広栄寺 100
多良領時山村・広栄寺殿、同村庄屋・政右衛門殿	縦紙	1			広栄寺 110
濃州石津郡時山村・広栄寺殿	縦紙	1			広栄寺 109
濃州石津郡時山村・広栄寺殿	縦紙	1	包紙「宗旨送り手形表通」		広栄寺 115
濃州時山村・光(マ)栄寺殿、御役人衆中	縦紙	1			広栄寺 111
江州神崎郡金堂村・弘誓寺殿	縦紙	1	包紙「宗門手形一通 濃州石津郡時山村広栄寺」		広栄寺 116
濃州石津郡時山村・広栄寺殿	縦紙	1	包紙「寺送一札」		広栄寺 114
高木大内蔵様御知行所・美濃国石津郡時山村・広栄寺殿、御役人衆中	縦紙	1			広栄寺 117
濃州時山村・広栄寺殿、御役人衆中	縦紙	1			広栄寺 106
濃州時山・光(マ)栄寺殿	縦紙	1			広栄寺 107
(照福寺)	縦紙	1	端裏書「照福寺送之案」		広栄寺 105
	包紙	1			広栄寺 112
	包紙	1			広栄寺 156
	切紙	1			広栄寺 23
岐阜県御役所	縦紙	1	綴じ穴あり		広栄寺 148
	縦紙	1	「養老郡時山尋常小学校」罫紙	153～154 重折一括	広栄寺 153
	縦紙	1	「養老郡時山尋常小学校」罫紙	153～154 重折一括	広栄寺 154
	縦紙	1	罫紙2紙、綴じ穴あり	155-1～2 重折一括	広栄寺 155-1
	縦紙	1	罫紙、綴じ穴あり	155-1～2 重折一括	広栄寺 155-2
	紙袋	1	「名図・B-11-(2)-55」参照	66-1～20 紐一括、66-1で66-2～20を巻く	広栄寺 66-1
	切紙	1	前欠		広栄寺 80
	包紙			128-1～3 包紙一括	広栄寺 128-1～3

大項目	中項目	小項目	整理 番号	標題	年月日	西曆	作成
B 支配	11 寺社	(2) 住職	4	〔飛檐繼目の出仕御免につき御印書〕	天保十年己亥五月十八日巳上刻	1839	粟津陸奥介元淳（花押）、 下間式部卿法眼頼功（花押）
B 支配	11 寺社	(2) 住職	5	〔御伝鈔御免につき御印書〕	天保十年五月廿二日	1839	粟津陸奥介元淳（花押）、 下間式部卿法眼頼功（花押）
B 支配	11 寺社	(2) 住職	6	〔御伝鈔御免により其方へ伝授仰せ付けにつき書付〕	天保十年亥五月廿二日	1839	集会所㊤
B 支配	11 寺社	(2) 住職	7	御領主様御添簡左之通り（本山より高木大内蔵へ差し向けの御木仏尊像・九字十字御名号を飛檐広栄寺へ引き移し願う）	（嘉永七年）四月廿二日	1854	山田基左衛門、佐野保兵衛、 藤田与三左衛門
B 支配	11 寺社	(2) 住職	8	覚（飛檐出仕冥加御礼金書上）	□（嘉カ）永七年寅五月廿三日		極印所㊤
B 支配	11 寺社	(2) 住職	9	御剃刀御礼（白銀五両上納）	嘉永七年寅五月廿六日	1854	集会所㊤
B 支配	11 寺社	(2) 住職	参考	時山邑広栄寺義燈年十八才飛檐繼目願一件書類	文久式戌年十月ヨリ十一月迄	1862	東御役所
B 支配	11 寺社	(2) 住職	10	〔飛檐出仕許可につき書付〕	明治廿六年十二月八日	1893	執事・渥美契縁㊤
B 支配	11 寺社	(2) 住職	11	〔財務整理進納につき賞許の書付〕	明治三十一年三月廿八日	1898	㊤、本山寺務所
B 支配	11 寺社	(2) 住職	12	〔財務整理献金につき准素絹出仕の一代許の書付〕	明治三十九年四月六日	1906	㊤、寺務総長・大谷勝信稟
B 支配	11 寺社	(2) 住職	13	〔財務整理献金につき其寺定永世助音地寺跡へ恩許の書付〕	明治四十一年一月八日	1908	寺務総長・大谷勝信㊤
B 支配	11 寺社	(2) 住職	14	〔財務整理献金につき金入咒字袈裟茶紐の一代許着用の書付〕	明治四十一年一月八日	1908	寺務総長・大谷勝信㊤
B 支配	11 寺社	(2) 住職	15	〔財務整理献金につき金入輪袈裟の一代許着用の書付〕	明治四十一年一月八日	1908	寺務総長・大谷勝信㊤
B 支配	11 寺社	(2) 住職	16	〔寺例により許助音の書付〕	明治四十二年二月十二日	1909	寺務総長・大谷瑩誠㊤
B 支配	11 寺社	(2) 住職	17	〔依願により寺例の通り奥参上恩許の書付〕	明治四十二年二月十二日	1909	寺務総長・大谷瑩誠㊤
B 支配	11 寺社	(2) 住職	18	〔遠忌志献金につき柳色素絹道服法服同色紋の一代許着用の書付〕	明治四十四年七月七日	1911	寺務総長・大谷瑩誠㊤
B 支配	11 寺社	(2) 住職	19	〔宗祖大師六百五十年御遠忌につき記念として紫紋五条袈裟の一代着用恩許の書付〕	明治四十五年四月廿八日	1912	寺務総長・大谷瑩誠㊤
B 支配	11 寺社	(2) 住職	20	蔵林寺事件書類在中	大正□□年七月廿七日		美濃国大垣市伝馬町・大谷派大垣教務所、大垣教務所長・春日現祐㊤
B 支配	11 寺社	(2) 住職	21	〔蔵林寺入寺希望者につき書状〕			
B 支配	11 寺社	(2) 住職	22	上申書（蔵林寺の後継住職問題につき取り計らいに預かりたい）	大正十一年五月日	1922	右蔵林寺兼務住職・山村順竜㊤
B 支配	11 寺社	(2) 住職	23	〔蔵林寺の件解決方につき無条件委任書提出依頼の通知書〕	大正十一年六月三日	1922	大垣教務所長・春日現祐㊤
B 支配	11 寺社	(2) 住職	24	委任状（蔵林寺の件を無条件で一任）	大正十一年六月十七日	1922	右蔵林寺兼務住職・山村順竜㊤
B 支配	11 寺社	(2) 住職	25	事実書（蔵林寺住職死亡以来の実況事実簡条書）			
B 支配	11 寺社	(2) 住職	26	申渡覚書（山上姓継承問題につき裁決）			
B 支配	11 寺社	(2) 住職	27	申渡覚書（山上姓継承問題につき裁決）	大正十一年八月八日	1922	大垣教務所㊤

宛名	形態	点数	備考	一括情報	請求番号
丹州水上郡歌道谷村・慶徳寺・卅六歳・義成	折紙	1		128-1～3包紙一括	広栄寺 128-2
丹州水上郡歌道谷村・慶徳寺・三十六歳・義成	折紙	1		128-1～3包紙一括	広栄寺 128-1
丹州水上郡歌道谷村・慶徳寺・義成江	切紙	1		128-1～3包紙一括	広栄寺 128-3
浄林坊様、盛林寺様、福成寺様	切紙	1	「蓬左・高ナ54・78(1)」参照		広栄寺 161
濃州・広栄寺殿	切紙	1			広栄寺 56
濃州石津郡時山村・広栄寺・義成	切紙	1	包紙「御剃刀台紙 みの広栄寺」		広栄寺 85
	紙袋一括	(7)		1～7紙袋一括	蓬左・高ナ54・78(1～7)
美濃国上石津郡時山村・広栄寺衆徒・山村順龍	切紙	1		73～75重折一括	広栄寺 73
美濃国養老郡時村・広栄寺副住職・山村順龍	切紙	1		73～75重折一括	広栄寺 74
美濃国養老郡時村・広栄寺副住職・山村順龍	切紙	1			広栄寺 177
美濃国養老郡時村・広栄寺	切紙	1			広栄寺 179
美濃国養老郡時村・広栄寺住職・山村順龍	切紙	1			広栄寺 178
美濃国養老郡時村・広栄寺住職・山村順龍	切紙	1		180～183重折一括	広栄寺 181
美濃国養老郡時村・広栄寺住職・山村順龍	切紙	1		180～183重折一括	広栄寺 180
美濃国養老郡時村・広栄寺住職・山村順龍	切紙	1		180～183重折一括	広栄寺 182
美濃国養老郡時村・広栄寺住職・山村順龍	切紙	1		73～75重折一括	広栄寺 75
美濃国養老郡時村・広栄寺住職・山村順龍	切紙	1		180～183重折一括	広栄寺 183
山村順龍殿	封筒			166-1～9封筒一括	広栄寺 166-1～9
	縦紙	1	2紙	166-1～9封筒一括	広栄寺 166-3
大垣教務所長・春日現祐殿	縦紙	1	罫紙	166-1～9封筒一括、166-4～7重折一括	広栄寺 166-4
山村順龍殿	切紙	1	「大垣教務所」罫紙	166-1～9封筒一括	広栄寺 166-1
教務所長・春日現祐殿	縦紙	1	罫紙	166-1～9封筒一括、166-4～7重折一括	広栄寺 166-5
	縦紙	1	罫紙4紙	166-1～9封筒一括、166-4～7重折一括	広栄寺 166-6
	縦紙	1	罫紙	166-1～9封筒一括	広栄寺 166-2
	切紙	1	「大垣教務所」罫紙	166-1～9封筒一括	広栄寺 166-8

大項目	中項目	小項目	整理 番号	標題	年月日	西曆	作成
B 支配	11 寺社	(2) 住職	28	始末上申書（門信徒が貴所長裁 決の破棄を要請するにいたり指 導と裁断を仰ぎたい、写）	大正十二年四月廿 六日	1923	右（蔵林寺）兼務住職・山 村順竜印、視察・唯願寺住 職・大橋徹映印、□長・託 念寺住職・井口□竜印
B 支配	11 寺社	(2) 住職	29	契約書（時山明覚寺・多良村福 存寺檀徒に関する取り決め）	大正十二年八月一 日	1923	明覚寺住職・金森安丸㊟、 福存寺無住ニ付此件ニ限り 住職代理・金森安丸㊟、蔵 林寺住職候補・加納恵海㊟、 立会人・広栄寺住職・山村 順竜㊟
B 支配	11 寺社	(2) 住職	30	〔一括封筒〕	九月十四日		養老郡時村・阿藤省吾
B 支配	11 寺社	(2) 住職	31	〔書類再調の内容につき書状〕	九月十四日		阿藤省吾
B 支配	11 寺社	(2) 住職	32	〔代務者を置きし理由等につき 書付〕			
B 支配	11 寺社	(2) 住職	33	〔了覚寺寺院宅地・建物什物を 専想寺へ貸与した事件の訴訟経 緯につき書付〕			
B 支配	11 寺社	(2) 住職	34	住職代務者就任届（履歴書・証 明書・理由書同綴）	昭和十七年三月 二十三日	1942	右（了覚寺）住職代務者・ 山村義順㊟
B 支配	11 寺社	(3) 殿地	1	譲り証文之事	文政五年午閏四月	1822	地主・幸右衛門㊟、証人兄 弟・幸助㊟、世話方組頭・ 権右衛門㊟、庄屋・間平㊟
B 支配	11 寺社	(3) 殿地	2	覚（普請料として金八両受納）	文政五年午閏四月	1822	本人・幸右衛門㊟、世話人・ 権右衛門㊟、同断・幸助㊟
B 支配	11 寺社	(3) 殿地	3	類焼見舞毫記	文政十二丑九月四 日	1829	当山執事
B 支配	11 寺社	(3) 殿地	4	〔再建志追々上納につき御印の書 付〕	天保二卯二月	1831	御再建上納所㊟
B 支配	11 寺社	(3) 殿地	5	永代売渡一札之事	天保八年酉正月日	1837	売主・川添常右衛門㊟、請 人・川添定右衛門㊟、庄屋・ 川添間平㊟
B 支配	11 寺社	(3) 殿地	6	本堂再建奉加受納記	天保八年酉十一月	1837	濃州石津郡土岐山村・広栄 寺㊟、同行・次右衛門㊟、同・ 権右衛門㊟、同・幸助㊟
B 支配	11 寺社	(3) 殿地	7	永代売渡手形之事	天保十二年丑二月 日	1841	売主・川添作藏㊟、請人・ 川添孫四郎㊟、庄屋・川添 弥吉㊟
B 支配	11 寺社	(3) 殿地	8	永代売渡申地方之事	嘉永七年甲寅七月	1854	時山村・売主・松治㊟、請人・ 佐助㊟、組頭・平右衛門㊟、 庄屋・広畑宗五郎㊟
B 支配	11 寺社	(3) 殿地	9	〔庫裏造営および易地の件歎願に つき書状〕	正月廿九日		広栄寺
B 支配	11 寺社	(3) 殿地	10	地所寺地添地証			時山村・広栄寺
B 支配	11 寺社	(3) 殿地	11	御領分書物			
B 支配	11 寺社	(4) 勤行祭式	1	当山記録	（寛政九年～弘化 四年）	1797	現住 []
B 支配	11 寺社	(4) 勤行祭式	2	当院記録 第三	嘉永元年（～文久 元年）	1848	
B 支配	11 寺社	(4) 勤行祭式	3	当院記録 第四	文久二年（～明治 五年）	1862	
B 支配	11 寺社	(4) 勤行祭式	4	〔十六日講免状写〕	嘉永七年二月廿九 日	1854	川那部図書宗岱（花押）、 横田主水高穀（花押）

宛名	形態	点数	備考	一括情報	請求番号
所長・春日現祐殿	縦紙	1	罫紙2紙	166-1～9封筒一括、166-4～7重折一括	広栄寺 166-7
	縦紙	1		166-1～9封筒一括	広栄寺 166-9
時山・広栄寺様	封筒			164-1～4封筒一括	広栄寺 164-1～4
山村様	切紙	1	便箋2紙	164-1～4封筒一括	広栄寺 164-1
	縦紙	1	罫紙	164-1～4封筒一括	広栄寺 164-3
	切紙	1	便箋	164-1～4封筒一括	広栄寺 164-4
岐阜県知事・数藤鉄臣殿	綴	1		164-1～4封筒一括	広栄寺 164-2
広栄寺様	縦紙	1			広栄寺 103
広栄寺様	縦紙	1	包紙「証文」		広栄寺 146
	横帳	1			広栄寺 176
時山広栄寺同行中	切紙	1	包紙「通 濃州時多良三講之内 牧田 時山広栄寺同行中」		広栄寺 9
広栄寺様	縦紙	1	欠損		広栄寺 102
国々在々	縦帳残簡	1	後欠		広栄寺 76
広栄寺様	縦紙	1	包紙「上 作蔵」		広栄寺 124
広栄寺様	縦紙	1	包紙「証文」		広栄寺 123
御役人衆中様	切紙	1			広栄寺 29
	包紙	1	罫紙		広栄寺 89
	元紙袋	1		69で70～72を包む	広栄寺 69
	縦帳	1			広栄寺 186
	縦帳	1			広栄寺 187
	縦帳	1			広栄寺 188
濃州石津郡時郷・御本山御相続・十六日講中	切紙	1	端書「御免状写」		広栄寺 34

大項目	中項目	小項目	整理 番号	標題	年月日	西暦	作成
B 支配	11 寺社	(4) 勤行祭式	5	時郷十六日講取結御消息御下附二付写在中	嘉永七年二月廿九日	1854	
B 支配	11 寺社	(4) 勤行祭式	6	[十六講についての書付写]	(嘉永七年) 二月晦日	1854	善知識御判
B 支配	11 寺社	(4) 勤行祭式	7	御免状之写			濃州時郷・御本山御相統十六日講中
B 支配	11 寺社	(4) 勤行祭式	8	[永代二季彼岸会申読経のため思し召しにより金式百疋下すつき書付]	寅三月十七日		御本山・御経志上納所㊤
B 支配	11 寺社	(4) 勤行祭式	9	[祖師聖人御影尊像拝礼の件につき書状]	未四月		若林判事貞弼㊤、森川左門頼純㊤、浅井将曹有政㊤
B 支配	11 寺社	(4) 勤行祭式	10	[高木家得度祝儀の件で御返簡は先格の通り御出につき書状]	六月十日		寺田内匠
B 支配	11 寺社	(4) 勤行祭式	11	記 (葬儀依頼)	明治十三年七月十五日	1880	不破郡長松村・慈応寺住職・権少講義・鹿野靈潭㊤
B 支配	11 寺社	(4) 勤行祭式	12	死者取葬依頼書	明治十九年六月三日	1886	美濃国上石津郡時山村・広栄寺住職・山村義貞㊤
B 支配	11 寺社	(4) 勤行祭式	13	死亡者葬儀依頼書	明治二十年十二月三十日	1887	美濃国上石津郡時山村・広栄寺住職・山村義貞
B 支配	11 寺社	(4) 勤行祭式	14	[一括封筒]	(明治廿七年十一月)	1894	平尾・願証寺
B 支配	11 寺社	(4) 勤行祭式	15	[報恩講執行案内につき書付]	(明治廿七年十一月)	1894	平尾・願証寺㊤
B 支配	11 寺社	(4) 勤行祭式	16	[五昼夜報恩講執行につき出勤希望の書付]	明治廿七年十一月	1894	平尾・願証寺㊤
B 支配	11 寺社	(4) 勤行祭式	17	和讃講頼母子講則			
B 支配	11 寺社	(4) 勤行祭式	18	和讃講規約			
B 支配	11 寺社	(5) 檀家	1	永代経志之事	天保六乙未九月	1835	願主・川添政右衛門㊤、同苗・権右衛門㊤
B 支配	11 寺社	(5) 檀家	2	一札□事 (作蔵悴死去につき御弔願い)	天保八年酉三月	1837	庄屋・弥惣右衛門㊤、組頭・嘉平㊤、同・喜平㊤
B 支配	11 寺社	(5) 檀家	3	永代経一札之事	天保十一年子二月	1840	証人・幸三郎㊤、同・孫四郎㊤、願主・作蔵㊤
B 支配	11 寺社	(5) 檀家	4	改正証札 (蔵林寺有檀地に改正)	明治五壬申十二月日	1872	右上組・蔵林寺檀家総代・三和栄吉㊤、伊藤清吉㊤、代書・三輪清蔵㊤
B 支配	11 寺社	(5) 檀家	5	分檀証札之事 (広栄寺分檀証札)	明治五壬申年十二月	1872	時下村・大橋唯願寺㊤、証人・広栄寺㊤
B 支配	11 寺社	(5) 檀家	6	一札之事 (蓮光寺離檀証札)	明治七年戊四月日	1874	願主・森下分助㊤、同断・森下民之助㊤、証人・川添九右衛門㊤
B 支配	11 寺社	(5) 檀家	7	証札 (転寺・転檀しないことを誓約)	明治七戊年四月日	1874	石津郡時山村・川添間平㊤ (他三十七名)
B 支配	11 寺社	(5) 檀家	8	証札 壺通 (古例の通り遵守する件ほか定)	明治七年四月日	1874	川添冲右衛門㊤ (他十九名)
B 支配	11 寺社	(5) 檀家	9	宅地譲り一札之事 (私方引請の文四郎宅地を譲る)	明治七年四月日	1874	譲り主・川添権右衛門、受人・川添定右衛門
B 支配	11 寺社	(5) 檀家	10	届書一札之事 (私悴を文四郎跡の相続人と定め分家するので在来通り貴寺門徒として取り扱い願う)	明治七年四月日	1874	願主・川添冲右衛門㊤、請人・川添定右衛門㊤
B 支配	11 寺社	(5) 檀家	11	届書一札之事 (私弟が貴寺門徒広畑多郎兵衛跡を引き請け私方より除籍するので在来通り門徒へ加入願う)	明治十年丑六月廿日	1877	願主・川添幸三郎㊤、請人・川添冲右衛門㊤

宛名	形態	点数	備考	一括情報	請求番号
	包紙	1	34の包紙カ		広栄寺 87
濃州石津郡時郷・本山相続十六日講中江	横帳	1	明治廿三年写、法主七十四歳		広栄寺 77
	包紙	1			広栄寺 86
西ミの時山村・広栄寺殿	切紙	1			広栄寺 7
濃州時上村・広栄寺様、御門徒衆中	切紙	1			広栄寺 30
西美濃・広栄寺様	縦紙	1			広栄寺 83
石津郡時山村・広栄寺殿	縦紙	1	罫紙		広栄寺 152
近江国坂田郡長浜・宗門寺殿	縦紙	1	罫紙		広栄寺 149
	縦紙	1	罫紙		広栄寺 150
□村・広栄寺殿	封筒			62-1～2封筒一括	広栄寺 62-1～2
山村・広栄寺殿、御同行衆中	切紙	1	木版刷	62-1～2封筒一括	広栄寺 62-1
広栄寺殿	切紙	1	活版刷	62-1～2封筒一括	広栄寺 62-2
	縦紙	1	罫紙	175-1～2綴一括	広栄寺 175-1
	縦帳	1	罫紙	175-1～2綴一括	広栄寺 175-2
広栄寺様	縦紙	1	包紙「永代経志 政右衛門」		広栄寺 121
広栄□様	縦紙	1	包紙「手形一通 庄屋弥惣右衛門」		広栄寺 145
広栄寺様	縦紙	1			広栄寺 99
広栄寺殿、御役方衆中、総御檀家衆中	縦帳	1	罫紙、表紙に「上組寺檀之証札」	172-1～2非一括	広栄寺 172-1
時山村・蔵林寺・山上信行殿、檀家中	縦紙	1			広栄寺 95
広栄寺住職・山村義貞殿	縦紙	1			広栄寺 101
御手次・広栄寺御当職・山村義貞殿	縦帳	1	表紙に「門徒中」		広栄寺 167
広栄寺住職・山村義貞殿	縦帳	1	表紙に「時山村下組門徒中」		広栄寺 168
川添沖右衛門殿	縦紙	1			広栄寺 147
広栄寺住職・山村義貞殿	縦紙	1			広栄寺 98
御年僧・広栄寺住職・山村義貞殿	縦紙	1	包紙「証書一札 川添幸三郎」		広栄寺 125

大項目	中項目	小項目	整理 番号	標題	年月日	西曆	作成
B 支配	11 寺社	(5) 檀家	12	証札二通	(明治十年丑六月三十日)	1877	川添弥助、川添浅治郎
B 支配	11 寺社	(5) 檀家	13	届書一札之事(私忝が川添角右衛門方を相続につき除籍、養子先に実子出生のときは分家するので本家の通り貴寺門下加入願う)	明治十年丑六月三十日	1877	願主・川添弥助㊟、世話人・川添文右衛門㊟
B 支配	11 寺社	(5) 檀家	14	届書一札之事(家内弟竹治を私方相続として貰い請け入籍したので同様の取り扱いを願う)	明治十年丑六月三十日	1877	願主・川添角右衛門㊟、世話人・川添浅治郎㊟
B 支配	11 寺社	(5) 檀家	15	[奥書奥印]	明治十二年一月十八日	1879	川添半右衛門㊟(他二十名)
B 支配	11 寺社	(5) 檀家	16	証(明覚寺離檀証書)	明治十二年一月日	1879	時山村・広栄寺住職・山村義貞㊟
B 支配	11 寺社	(5) 檀家	17	請取書(離檀につき式十円受納)	明治十二年一月日	1879	明覚寺住職・金森祐儀㊟
B 支配	11 寺社	(5) 檀家	18	請取証札壱通入			
B 支配	11 寺社	(5) 檀家	19	[祠堂金都合十円にて譲書仕りたきにつき書状]	一月十日		大橋明典
B 支配	11 寺社	(5) 檀家	20	口演(証札受領)	一月十九日		下山・大橋明典
B 支配	11 寺社	(5) 檀家	21	証札			
B 支配	11 寺社	(6) 出入	参考	乍恐以書付御願奉申上候(時山村道場広栄寺直参願)	宝暦十年辰三月	1760	
B 支配	11 寺社	(6) 出入	1	乍恐書付ヲ以奉願上候(唯願寺と不和になり平尾御坊へ訴え出るにあたり添状願う)	宝暦十一年巳二月	1761	時山百姓武拾六人惣代組頭・彦兵衛㊟、数平㊟、金蔵㊟、藤八㊟
B 支配	11 寺社	(6) 出入	2	[時山村百姓請書断簡]	宝暦十一年巳二月	1761	時山百姓・繁八㊟、彦兵衛㊟、数平㊟、文四郎㊟、平八㊟、[以下欠]
B 支配	11 寺社	(6) 出入	3	[時山村百姓の内式拾六人が願いの義あるため当方へ罷り出る旨承知につき書状]	二月三日		片桐此面忠好(花押)、正安寺・他出故略印御免
B 支配	11 寺社	(6) 出入	4	[時山村百姓が御地へ願いたき義あるため指し遣わすにつき書状下書]			鈴木
B 支配	11 寺社	(6) 出入	5	[時郷百姓が御役所へ願ひ申し上げる儀あるため差し遣わすにつき書状]	二月十日		三輪武右衛門、小寺助右衛門、大嶽弥部右衛門
B 支配	11 寺社	(6) 出入	6	別而就御尋口上覚(時山広栄寺附同行異論につき本山下知の趣申渡し、看坊僧へ退寺の件一学様役人へ尋ねたところ願ひの通り仰せ付けたとの由)	二月十三日		本願寺御門跡使僧・願成坊
B 支配	11 寺社	(6) 出入	7	[式拾五人の内その村に残った拾九人は明朝罷り出るべしにつき書付]	二月十四日		稲葉利右衛門、富田丹下
B 支配	11 寺社	(6) 出入	8	[時山四拾人との騒動につき書付断簡]			
B 支配	11 寺社	(6) 出入	9	口上(時山村百姓四拾人のうち当御坊へ参詣の同行共今般遠忌法事を勤めるため使僧として拙寺罷り出るよう本山より下知ゆえ今日罷り越す)	七月十九日		平尾御坊役寺・正安寺、同・円性寺
B 支配	11 寺社	(6) 出入	10	[包紙]			平尾御坊役寺・正安寺、同・円性寺
B 支配	11 寺社	(6) 出入	11	口上之覚(時山村百姓の且那寺離且願ひの趣意)	(宝暦十二年) 閏四月廿四日	1762	高木新兵衛・高木内膳・役人共

宛名	形態	点数	備考	一括情報	請求番号
	包紙			126-1～2包紙一括	広栄寺 126-1 ～2
御手次・広栄寺住職・山村 義貞殿	縦紙	1		126-1～2包紙一括	広栄寺 126-1
御手次・広栄寺住職・山村 義貞殿	縦紙	1		126-1～2包紙一括	広栄寺 126-2
御手次・広栄寺住職・山村 義貞殿	縦帳	1	前欠		広栄寺 174
明覚寺住職・金森祐儀殿	縦紙	1			広栄寺 96
広栄寺住職・山村義貞殿、 同行中	縦紙	1			広栄寺 97
	包紙			163-1～2包紙一括	広栄寺 163-1 ～2
山村義貞殿	切紙	1		163-1～2包紙一括	広栄寺 163-2
時山・山村義貞殿	切紙	1		163-1～2包紙一括	広栄寺 163-1
	紙袋	1	御菓子所の紙袋を再利用		広栄寺 165
	縦紙	1			蓬左・高ナ 55・39(1)
山田元左衛門殿、三輪孫四 郎殿	縦紙	1			広栄寺 122
	縦紙	1	前後欠		広栄寺 142
山田元左衛門様	切紙	1	「名図・B-11-(6)-221」参照	69で70～72を包む	広栄寺 71
平尾御役僧中様	切紙	1		66-1～20紐一括	広栄寺 66-4
富田丹下様、稲葉利右衛門 様	切紙	1		65-1～13紐一括	広栄寺 65-9
高木内膳様、御役人衆中	切紙	1			広栄寺 4
時山村百姓中	切紙	1	包紙「富田丹下 稲葉利右衛門 時山村百姓中」		広栄寺 48
	縦紙	1	前後欠		広栄寺 140
	切紙	1			広栄寺 22
	包紙	1	22の包紙カ	66-1～20紐一括	広栄寺 66-6
	縦帳	1		67-1～7紐一括	広栄寺 67-2

大項目	中項目	小項目	整理番号	標題	年月日	西暦	作成
B 支配	11 寺社	(6) 出入	12	口上之覚（時山村一件は京都において許容により本山へ引き上げの絵賛を広栄寺へ戻し看坊も許す）	五月		平尾御坊役寺・正安寺
B 支配	11 寺社	(6) 出入	13	口上覚（時山村門徒異論につき又々使僧と役人方と対談し門徒共を治めるよう致したく頼み入る）	（宝暦十三年）未正月	1763	本願寺御門跡使僧・願成坊
B 支配	11 寺社	(6) 出入	14	乍恐口上書を以指上申御事（託念寺・明円寺・時村百姓中数百人広栄寺へ押し込みの件注進につき口上書写）	宝暦十三年未二月三日	1763	時山村組頭惣代・藤八、同惣百姓代・作右衛門
B 支配	11 寺社	(6) 出入	15	〔託念寺・明円寺・時村百姓中数百人広栄寺へ押し込みの件注進につき口上書写〕	二月三日		時山村庄屋、同組頭
B 支配	11 寺社	(6) 出入	16	〔時山村願書を指し上げるにつき書付〕	四日		弥右衛門
B 支配	11 寺社	(6) 出入	17	覚（留置の三人請取）	二月四日		下村庄屋・藤内㊦、上村庄屋・吉兵衛㊦、細野村庄屋・平八㊦
B 支配	11 寺社	(6) 出入	18	〔三ヶ寺のうち平尾へ遣わすため返答は暫く延引したいので平尾よりの書面二通・案文一通を返達するにつき書状〕	二月七日		土屋瀬左衛門、三輪武右衛門
B 支配	11 寺社	(6) 出入	19	〔今般御用のためその元へ差し向けるにつき書付〕	二月八日		御使僧・願成坊
B 支配	11 寺社	(6) 出入	20	差上申一札之事（京都本山へ注進に及び不調法につき宿預り）	宝暦十三年未二月八日	1763	時山村・平八㊦
B 支配	11 寺社	(6) 出入	21	差上申一札之事（京都本山へ注進に及び不調法につき宿預り、下書）	年号月日		平八
B 支配	11 寺社	(6) 出入	22	乍恐奉指上候口上覚（返寺願いの件、本山へ引き上げられた御絵指し戻し願いの件等）	宝暦十三年未二月九日	1763	時山村百姓惣代・作右衛門㊦、同惣代・七郎兵衛㊦
B 支配	11 寺社	(6) 出入	23	差上申一札之事（平八一存で京都本山へ注進のため上京）	宝暦十三年未二月十日	1763	時山村・繁八㊦（他十七名）
B 支配	11 寺社	(6) 出入	24	差上申一札之事（平八は私共に何の相談もなく上京した旨届、下書）	年号月日		藤八、左吉、太兵衛、乙右衛門、義兵衛、金蔵
B 支配	11 寺社	(6) 出入	25	〔一括包紙〕	（未三月）		〔 〕 御門跡御内・願成坊
B 支配	11 寺社	(6) 出入	26	〔時山村門徒出訴は門主も本意でない件等につき書状〕	三月四日		願成坊富雅（花押）
B 支配	11 寺社	(6) 出入	27	〔時山村門徒出訴につき下間治部卿法眼・苗村監物宛て高木大炊返書および願成御坊宛て富田丹下・山田元左衛門返書下書〕	（三月五日）		
B 支配	11 寺社	(6) 出入	参考	差上申済口証文之事（時山村道場騒動一件）	宝暦十三未年八月	1763	訴訟方・高木一学知行所濃州石津郡時郷内時山村庄屋沖右衛門煩二付代・拓右衛門㊦（他十六名二寺）
B 支配	11 寺社	(6) 出入	参考	〔時山村門徒異論、関東表へ出訴のところ内済になり大慶、よって其御表へ使僧願成坊を差し向けるにつき書状〕	（宝暦十三年）八月十一日	1763	苗村監物方矩（花押）、飼田大膳辰好（花押）、粟津大学元及（花押）、下間治部卿法眼頼静（花押）

宛名	形態	点数	備考	一括情報	請求番号
	切紙	1	「名図・B-11-(6)-19-う」参照	67-1～7紐一括	広栄寺 67-5
	切紙	1			広栄寺 10
稲葉利右衛門様	縦紙	1		67-1～7紐一括	広栄寺 67-1
	切紙	1	端裏書「時山村お差出候写」	66-1～20紐一括	広栄寺 66-7
丹下様	切紙	1		66-1～20紐一括	広栄寺 66-5
立木善左衛門様、稲葉利右衛門様、鈴木多宝様	切紙	1			広栄寺 132
山田元左衛門様	切紙	1	包紙「山田元左衛門様 土屋瀬左衛門 三輪武右衛門」	66-1～20紐一括	広栄寺 66-3
時山村・広栄寺、同行中	縦紙	1		65-1～13紐一括	広栄寺 65-11
御地頭様、御役人中様	縦紙	1			広栄寺 131
左吉、藤八、義兵衛、乙右衛門、太兵衛、孫蔵	縦紙	1	包紙反故を利用		広栄寺 139
御役所様	縦紙	1			広栄寺 133
御地頭様、御役人中様	縦紙	1		65-1～13紐一括	広栄寺 65-10
御地頭様、御役人中様	縦紙	1	包紙反故を利用		広栄寺 136
高木内膳様御内・山田元左衛門様、富田丹下様	包紙			61-1～3包紙一括	広栄寺 61-1～3
山田元左衛門様、富田丹下様	切紙	1		61-1～3包紙一括	広栄寺 61-1
	切紙	1		61-1～3包紙一括	広栄寺 61-2
御評定所	続紙	1			名図・B-11-(6)-72-あ
高木新兵衛様	切紙	1	包紙「高木新兵衛様 下間治部卿法眼 苗村監物」		名図・B-11-(6)-77-あ

大項目	中項目	小項目	整理 番号	標題	年月日	西曆	作成
B 支配	11 寺社	(6) 出入	28	[時山村門徒異論は関東表へ出訴の ところ内済になり大慶、よって 其御地へ使僧願成坊を差し向ける につき書状]	(宝暦十三年) 八 月十一日	1763	苗村監物方矩(花押)、飼 田大膳辰好(花押)、粟津 大学元及(花押)、下間治 部卿法眼頼静(花押)
B 支配	11 寺社	(6) 出入	29	[時山村門徒異論、関東表へ出訴 のところ内済になり大慶、よって 其御表へ使僧願成坊を差し向ける につき書状]	(宝暦十三年) 八 月十一日	1763	苗村監物方矩(花押)、飼 田大膳辰好(花押)、粟津 大学元及(花押)、下間治 部卿法眼頼静(花押)
B 支配	11 寺社	(6) 出入	30	[包紙]			下間治部卿法眼、苗村監物
B 支配	11 寺社	(6) 出入	31	口上覚(時山村・時村騒動につき 双方公訴のところ江戸・浅草輪番 取り扱い内済の趣意)	(宝暦十三年) 八 月十一日	1763	本願寺御門跡使僧・願成坊
B 支配	11 寺社	(6) 出入	32	口上覚(時山村・時村騒動につき 双方公訴のところ江戸・浅草輪番 取り扱い内済の趣意)	(宝暦十三年) 八 月十一日	1763	本願寺御門跡使僧・願成坊
B 支配	11 寺社	(6) 出入	33	口上覚(時山村・時村騒動につき 双方公訴のところ江戸・浅草輪番 取り扱い内済の趣意)	(宝暦十三年) 八 月十一日	1763	本願寺御門跡使僧・願成坊
B 支配	11 寺社	(6) 出入	34	[時山村同行共今に上京いたさず、 早速罷り登るよう申し付け依頼に つき書状]	(宝暦十三年) 九 月廿五日	1763	顕正坊了慶(花押)、真量 庵良恵(花押)
B 支配	11 寺社	(6) 出入	35	覚(時山村道場は高木新兵衛支配 往古より住僧出入届来)	未九月		高木内膳内・稲葉利右衛門
B 支配	11 寺社	(6) 出入	36	[領分御答の者共は当節赦免ある べき旨御尤至極につき書状]	十二月十九日		願成坊富雅(花押)
B 支配	11 寺社	(6) 出入	37	申渡覚(時山一件につき本寺家老 衆より平尾へ下知の条々)	申ノ九月		
B 支配	11 寺社	(6) 出入	38	申渡覚(時山一件につき本寺家老 衆より平尾へ下知の条々)	申九月		
B 支配	11 寺社	(6) 出入	参考	時山村道場一件二付監物様江御掛 引并二大炊様御挨拶二而御貫被成 候書付共	安(永)二年癸午 ノ春	1773	
B 支配	11 寺社	(6) 出入	参考	内密書物 三			
B 支配	11 寺社	(6) 出入	39	[本尊寺号免許状写]	延宝九辛酉年六月 廿日	1681	七里道専、下間治部卿法眼
B 支配	11 寺社	(6) 出入	40	宗門御改二付寺内証文之事	明和六丑年三月日	1769	濃州石津郡時山村道場・広 栄寺、看坊・了円
B 支配	11 寺社	(6) 出入	41	[金子百疋上納につき書付]	申三月廿八日		役所印
B 支配	11 寺社	(6) 出入	42	志(金式朱広栄寺、金壹歩式朱 同門徒中)	申霜月廿二日		濃州時山村
B 支配	11 寺社	(6) 出入	43	一札之事(時山惣道場の支配は大 炊様御貫になられる旨承知)	安永三年午四月	1774	鈴木弥市右衛門印、立木六 郎右衛門印、加藤津大夫印
B 支配	11 寺社	(6) 出入	参考	一札之事(時山惣道場の支配は大 炊様御貫になられる旨承知、写)	安永三甲午年四月	1774	三輪代右衛門印、井狩浦右 衛門印、土屋甚五兵衛印、 大嶽弥部右衛門印、松井周 右衛門印
B 支配	11 寺社	(6) 出入	44	[時山道場支配は御方様貫請なら れ宗門帳書入もなられる由承知に つき書状]	四月廿七日		片桐此面忠好(花押)

宛名	形態	点数	備考	一括情報	請求番号
高木内膳様	切紙	1	包紙「高木内膳様 下間治部卿 法眼 苗村監物」		広栄寺 60
高木大炊様	切紙	1			広栄寺 1
高木大炊様	包紙	1	1の包紙カ		広栄寺 84
	切紙	1	端裏書「せ印 内済之上御本山 方御届ケ書写」		広栄寺 6
	切紙	1	端裏書「内済之上本寺より御取 計之書付」		広栄寺 39
	切紙	1			広栄寺 31
高木内膳様、御役人衆中	切紙	1	「名図・B-11-(6)-282」参照		広栄寺 2
御使僧・常德寺殿	縦紙	1		61-1～3包紙一括	広栄寺 61-3
山田元左衛門様、富田定之 進様	切紙	1	包紙「高木内膳様御内 山田元 左衛門様 富田定之進様 富雅」 「長浜御坊ニ而 願成坊」	66-1～20紐一括	広栄寺 66-2
	切紙	1	端裏書「本寺御家老衆方平尾へ 御下知之書付則平尾方被 仰付 候段此書付ヲ以御届ケニ御座候」	67-1～7紐一括	広栄寺 67-3
	切紙	1	端裏書「時山一件二付 本寺御 家老衆方平尾江御下知之書付則 平尾方被仰付候段此書付を以御 届ケニ御座候」	67-1～7紐一括	広栄寺 67-4
	紙袋一括	(14)		あ～せ紙袋一括	名図・B-11-(6) -122- あ～せ
	包紙一括	(3)		あ～う包紙一括	名図・B-11-(6) -122- あ～う
濃州石津郡土岐山村・惣道 場・広栄寺	折紙	1	「名図・B-11-(6)-122- あ」参照	65-1～13紐一括、65-2～3包 紙一括	広栄寺 65-3
加藤要左衛門殿、臼井弥右 衛門殿	縦紙	1	「名図・B-11-(6)-122- い」参照		広栄寺 104
濃州時山村・広栄寺	切紙	1	「名図・B-11-(6)-122- う」参照	65-1～13紐一括	広栄寺 65-4
	切紙	1	「名図・B-11-(6)-122- う」参照	65-1～13紐一括	広栄寺 65-5
山田元左衛門殿、平井伝左 衛門殿、平塚七左衛門殿、 藤田蔀殿	縦紙	1			広栄寺 91
山田元左衛門殿、平井伝左 衛門殿、平塚七左衛門殿、 藤田蔀殿	続紙	1			名図・B-11-(6) -127- あ
山田元左衛門様	切紙	1	包紙「山田元左衛門様 御報 片桐此面」、「名図・B-11-(6) -122- く」参照	65-1～13紐一括	広栄寺 65-7

大項目	中項目	小項目	整理 番号	標題	年月日	西曆	作成
B 支配	11 寺社	(6) 出入	45	[寺号ならびに住持の義を本山より仰せ付けられて宜しいか大炊様の思召次第に取り計らうにつき書状]	五月廿五日		
B 支配	11 寺社	(6) 出入	46	[今般大炊様支配と定まった上は先規の通り寺号ならびに看坊僧共差免につき書状]	六月廿八日		片桐此面忠好(花押)
B 支配	11 寺社	(6) 出入	47	[一括包紙]			平尾・片桐此面
B 支配	11 寺社	(6) 出入	48	浄徳寺へ申聞候口上之覚(時山村道場支配一件当年より大炊方支配となったので道場寺号并看坊僧について大炊方より本山へ御願ひ申し上げたき趣につき相談、下書)			
B 支配	11 寺社	(6) 出入	49	浄徳寺江申聞候口上之覚(時山村道場支配一件当年より大炊方支配となったので道場寺号并看坊僧について大炊方より本山へ御願ひ申し上げたき趣につき相談、下書)	月日		
B 支配	11 寺社	(6) 出入	50	[広栄寺支配定まりにつき時山村役人願書二通写、一通は寺法役所へ直参願ひ、一通は北高木家役人へ寺法役所出頭許可願ひ]			
B 支配	11 寺社	(6) 出入	51	[一括包紙]			唯願寺
B 支配	11 寺社	(6) 出入	52	[道場の根元の書付写を指し上げるにつき書状]	三月十七日		唯願寺老院
B 支配	11 寺社	(6) 出入	53	[時山道場御免なられその方へ支配仰せ付けるにつき書付写]	万治三年九月晦日	1658	下間治部卿法眼頼祐判
B 支配	11 寺社	(6) 出入	54	[時山村百姓共差し出しの別紙書付についての存寄有無の返答は暫く延引するにつき書状]	(寛政二年)三月廿四日	1790	立木六郎右衛門
B 支配	11 寺社	(6) 出入	55	[時山道場の件で明日参上するにつき書状]	(寛政二年)四月三日	1790	小寺助左衛門
B 支配	11 寺社	(6) 出入	56	[書類の内一通は返戻し残り三通は同役へも内覧に及びて返上するにつき書状]	卯月五日		小寺助左衛門
B 支配	11 寺社	(6) 出入	57	[同役共書類一通内見したので返戻するにつき書状]	五日		介左衛門
B 支配	11 寺社	(6) 出入	58	[道場の件で外にも懸合に及びたいので御勝手次第御出で下さるよう頼むにつき書状下書]	四月八日		与次兵衛
B 支配	11 寺社	(6) 出入	59	[去八日に差上げた手紙を未だ御覧になってないのか伺いにつき書状]	四月十三日		助左衛門
B 支配	11 寺社	(6) 出入	60	[時山村道場一件で明昼前後に参上するにつき書状]	(寛政二年)四月十三日	1790	小寺助左衛門
B 支配	11 寺社	(6) 出入	61	以書付申上候事(師旦出入和談につき書付指戻すところ忘失したため見出し次第指戻す)	寛政二年戊四月	1790	時郷下村・唯願寺印
B 支配	11 寺社	(6) 出入	参考	双方熟談古来之通り少シ茂申分無御座則古例左之通り(時山村道場一件につき双方熟談証文)	寛政二庚戌年五月	1790	濃州石津郡時山村庄屋・間平
B 支配	11 寺社	(6) 出入	62	[時山村道場一件につき双方熟談証文断簡]	(寛政二年五月)	1790	
B 支配	11 寺社	(6) 出入	参考	一礼之事(時山村騒動一件につき古例、写)	寛政二庚戌年	1790	了覚寺印、福存寺印、明覚寺印、唯願寺印

宛名	形態	点数	備考	一括情報	請求番号
	切紙	1	包紙「包紙小奉書 御印書」	65-1～13紐一括、65-2～3包紙一括	広栄寺 65-2
浄徳寺様	切紙	1		65-1～13紐一括	広栄寺 65-1
多良上原村・浄徳寺様	包紙		65-1の包紙カ	65-1～13紐一括、65-2～3包紙一括	広栄寺 65-2 ～3
(浄徳寺)	折紙	1	包紙反故を利用	65-1～13紐一括	広栄寺 65-6
(浄徳寺)	切紙	1		65-1～13紐一括	広栄寺 65-8
	切紙	1			広栄寺 53
藤田与次兵衛様、参人々御中	包紙			65-1～13紐一括、65-12～13包紙一括	広栄寺 65-12 ～13
藤田与次兵衛様	切紙	1		65-1～13紐一括、65-12～13包紙一括	広栄寺 65-12
濃州石津郡土岐村・唯願寺	切紙	1		65-1～13紐一括、65-12～13包紙一括	広栄寺 65-13
藤田与次兵衛様	切紙	1			広栄寺 18
藤田与次兵衛様	切紙	1			広栄寺 21
藤田与次兵衛様	切紙	1			広栄寺 20
与次兵衛様	切紙	1			広栄寺 36
助左衛門様	切紙	1			広栄寺 16
与次兵衛様	切紙	1			広栄寺 15
藤田与次兵衛様	切紙	1			広栄寺 14
高木千之助様、御役人衆御中	縦紙	1			広栄寺 93
	縦紙	1	「名図・B-11-(6)-127-い」参照		蓬左・高ナ 55・34
	縦紙	1	前後欠		広栄寺 141
高木千之助様、御役人中様	縦紙	1	「名図・B-11-(6)-127-う」参照		蓬左・高ナ 55・22

大項目	中項目	小項目	整理番号	標題	年月日	西暦	作成
B 支配	11 寺社	(6) 出入	63	[時山村道場一件双方和熟し古来の通り相調い当方においても大慶、本山へは願証寺より通達するにつき書状]	五月廿二日		片桐此面
B 支配	11 寺社	(6) 出入	64	[過日御使の御寺法用他出のため早速貴答あたわず失礼の至りにつき別啓]	五月廿二日		(片桐此面)
B 支配	11 寺社	(6) 出入	65	[めつさいは広栄寺にて執行、三季の義は古例の通り、唯願寺など四ヶ寺へ智幸より差し出しの書付は取り戻しにつき書付]			
B 支配	11 寺社	(6) 出入	66	覚 (広栄寺看住より唯願寺へ年始等に罷り出ること、双方熟談につき先年智幸より四ヶ寺へ差し出した書付は村々へ御返し下されたい)			
B 支配	11 寺社	(6) 出入	67	乍恐御請申上候御事 (寺号広栄寺御免につき請書写)	寛政二庚戌年十一月	1790	高木千之助様御領知・濃州石津郡時山村庄屋・間平 (他五名)、高木監物様御領知・同国同郡時山村庄屋・沖右衛門 (他五名)、高木修理様御領知・同国同郡時山村庄屋・浅右衛門 (他五名)
B 支配	11 寺社	(6) 出入	68	[広栄寺一件本山より古法の通り双方へ仰せ渡され寺号広栄寺と名乗るよう御届け相済み大慶につき薯蕷一籠進覧の書状]	十一月七日		藤田与次兵衛守祥 (花押)
B 支配	11 寺社	(6) 出入	69	[本山触書について広栄寺請書預かり、広栄寺御影・寺号についての本山よりの御報今暫く延引につき書状]	十二月十日		片桐此面忠好 (花押)
B 支配	11 寺社	(6) 出入	70	[広栄寺へ信証院様御影の件について本山集会所役僧中へ御手前様より紙面差し遣わし等依頼につき書状]	十二月廿八日		片桐此面忠好 (花押)
B 支配	11 寺社	(6) 出入	71	[広栄寺へ信証院様御影の件について中務承知につき書状下書]	十二月廿八日		(藤田与次兵衛)
B 支配	11 寺社	(6) 出入	72	[広栄寺看僧候補を早く申し出るべきにつき廻状]	戌十二月廿六日		東御役人㊤
B 支配	11 寺社	(6) 出入	73	[その寺留守居僧の見込みなければ早々に相談のため罷り出るべしにつき書状]	十二月廿八日夜認		東御役人㊤
B 支配	11 寺社	(6) 出入	74	乍恐書付以願上候事 (正月廿日までに伝光寺・福正寺の内にて尊僧を御頼み下さるよう願う)	戌十二月大晦日		時山村庄屋・浅右衛門㊤、同村庄屋・沖右衛門㊤、同・間平㊤
B 支配	11 寺社	(6) 出入	75	[時山村広栄寺寺号など古例の通り御頼みにつき書状下書]	(寛政三亥年) 二月十四日	1791	藤田与次兵衛判
B 支配	11 寺社	(6) 出入	76	覚 (藤田与次兵衛より片桐此面へ遣わされの白木状箱一つ受取)	五月十九日		平尾御坊納所㊤
B 支配	11 寺社	(6) 出入	77	[時山村道場寺号・御絵について京都より御報延引の段千之助様へよろしく仰せ上げ願うにつき書状]	八月二日		片桐此面忠好 (花押)
B 支配	11 寺社	(6) 出入	78	[広栄寺へ道場寺号と蓮如上人御影ありたく京都へ申し上げたが今以て返答なく今暫く御待ち下されたいにつき書状]	九月十六日		片桐此面忠好 (花押)

宛名	形態	点数	備考	一括情報	請求番号
藤田与次兵衛様	切紙	1	包紙「藤田与次兵衛様 片桐此面」	64-1～5紐一括	広栄寺 64-2
(藤田与次兵衛様)	切紙	1	64-2の別啓	64-1～5紐一括、64-4～5包紙一括	広栄寺 64-5
	切紙	1			広栄寺 19
	縦紙	1			広栄寺 35
高木千之助様、御役人中様	縦紙	1	紙背に十一月七日付片桐宛藤田書状下書二通・願成坊宛書状下書あり		広栄寺 129
片桐此面様	切紙	1			広栄寺 5
藤田与次兵衛様	切紙	1	包紙「藤田与次兵衛様 御報 片桐此面」	64-1～5紐一括	広栄寺 64-3
藤田与次兵衛様	切紙	1			広栄寺 58
	切紙	1			広栄寺 59
時山村・浅右衛門殿㊦、冲右衛門殿㊦、間平殿㊦	切紙	1	包紙「御用 時山村御三所庄屋中 東御役人」		広栄寺 11
浅右衛門殿㊦、冲右衛門殿㊦、間平殿㊦	切紙	1	包紙「御用廻状 時山村御三所庄屋中 東御屋敷御役人」		広栄寺 32
東御役人衆中様	切紙	1	包紙「東御役人衆中様 時山村 間平 冲右衛門 浅右衛門」		広栄寺 54
片桐此面様	切紙	1	端書「寛政三亥年」		広栄寺 46
藤田与次兵衛様、御使衆	切紙	1		66-1～20紐一括	広栄寺 66-8
藤田与次兵衛様	切紙	1	包紙「藤田与次兵衛様 御報 片桐此面」	64-1～5紐一括	広栄寺 64-1
藤田与次兵衛様	切紙	1	包紙「藤田与次兵衛様 御報 片桐此面」	63-1～3紐一括、付札「藤田与次兵衛様 平尾御坊 片桐此面」	広栄寺 63-1

大項目	中項目	小項目	整理 番号	標題	年月日	西暦	作成
B 支配	11 寺社	(6) 出入	79	〔一括包紙〕	(寛政三年十月二日)	1791	平尾御坊・片桐此面
B 支配	11 寺社	(6) 出入	80	〔時山村道場一件は本山より返答延引、とりあえず寺号は前件の通り名乗るよう申し越しにつき書状〕	(寛政三年) 十月二日	1791	片桐此面忠好 (花押)
B 支配	11 寺社	(6) 出入	81	〔本山下知申し渡しの節に役人中立会下さるなら寺法方役人も出張り取り計らうにつき別啓〕	(寛政三年) 十月二日	1791	片桐此面
B 支配	11 寺社	(6) 出入	82	〔時山村道場一件で仰せ進ぜられの別紙の件に対し此方は何の存寄もないにつき書状〕	十月四日		加藤孫助
B 支配	11 寺社	(6) 出入	83	〔時山村道場一件については役人共揃い次第これより挨拶に何うので暫く猶予願うにつき書状〕	十月五日		西御役人共
B 支配	11 寺社	(6) 出入	84	〔時山村道場一件で遣わされの別紙については付札の通り致したきにつき書状〕	十月六日		西御役人共
B 支配	11 寺社	(6) 出入	85	〔思し召しの趣仰せ下され御尤につき書状〕	十月七日		西御役人共
B 支配	11 寺社	(6) 出入	86	〔時山村道場一件で藤田・平塚の口上趣につき書状〕	十月八日		土屋右衛門、井狩浦右衛門、小寺助左衛門、三和六左衛門
B 支配	11 寺社	(6) 出入	87	〔時山村一件で使僧を遣わしたところ丁寧な返答を仰せ遣わされ御札につき書状〕	十月八日		(東高木家役人)
B 支配	11 寺社	(6) 出入	88	〔時山村一件で使僧を遣わしたところ丁寧な返答を仰せ遣わされ御札につき書状下書〕	十月八日		(東高木家役人)
B 支配	11 寺社	(6) 出入	89	覚 (御状と別紙受取)	亥十月九日		片桐此面㊦
B 支配	11 寺社	(6) 出入	90	〔時山広栄寺一件いまだ御沙汰なく延引につき書状〕	十月十六日		片桐此面
B 支配	11 寺社	(6) 出入	91	〔一括包紙〕			片桐此面
B 支配	11 寺社	(6) 出入	92	〔時山道場一件についての本山よりの下知の趣につき書状〕	十月廿九日		片桐此面忠好 (花押)
B 支配	11 寺社	(6) 出入	93	〔広栄寺一件のため明朔日平尾御坊より本山使僧御越しにつき書状下書〕	十月晦日		
B 支配	11 寺社	(6) 出入	94	〔時山村一件で本山より使僧が明日到着し二日浄徳寺において双方へ下知の段承知につき書状〕	十月晦日		北御役人とも
B 支配	11 寺社	(6) 出入	95	〔時山村一件で本山より使僧が明日到着し二日浄徳寺において双方へ下知の段承知につき書状〕	十月晦日		
B 支配	11 寺社	(6) 出入	96	口上之覚 (時山村道場一件につき御当家より取り扱い双方熟和内済の段門主も大慶、よって古例の通り広栄寺と寺号名乗るよう申渡す、尤も先代信証院御影は追って掛け渡す)	十月		本願寺御門跡使僧・観乗坊
B 支配	11 寺社	(6) 出入	97	〔時山村道場一件について本山より仰せ渡されの趣承知、修理・監物・時山村惣百姓も故障なきにつき書状〕	十月		藤田与次兵衛

宛名	形態	点数	備考	一括情報	請求番号
藤田与次兵衛様、人々御中	包紙			63-1～3紐一括、63-2～3包紙一括	広栄寺 63-2～3
藤田与次兵衛様	切紙	1		63-1～3紐一括、63-2～3包紙一括	広栄寺 63-2
(藤田与次兵衛様)	切紙	1	63-2の別啓	63-1～3紐一括、63-2～3包紙一括	広栄寺 63-3
藤田与次兵衛様	切紙	1			広栄寺 25
藤田与次兵衛様	切紙	1			広栄寺 43
藤田与次兵衛様	切紙	1			広栄寺 40
藤田与次兵衛様	切紙	1			広栄寺 37
藤田与次兵衛様、平塚七左衛門様、富田定之進様	切紙	1			広栄寺 17
	切紙	1			広栄寺 51
	切紙	1			広栄寺 52
藤田与次兵衛様	切紙	1			広栄寺 41
藤田与次兵衛様	切紙	1		64-1～5紐一括、64-4～5包紙一括	広栄寺 64-4
藤田与次兵衛様	包紙		64-4の包紙カ	64-1～5紐一括、64-4～5包紙一括	広栄寺 64-4～5
藤田与治兵衛様	切紙	1	包紙「藤田与治兵衛様 片桐此面」		広栄寺 81
唯願寺殿	縦帳	1		67-1～7紐一括	広栄寺 67-6
東御役人中様	切紙	1	「名図・B11-(6)-126-う」参照		広栄寺 45
	切紙	1	「名図・B11-(6)-126-う」参照		広栄寺 47
	切紙	1		69で70～72を包む	広栄寺 70
片桐此面様	切紙	1		79-1～2重折一括	広栄寺 79-1

大項目	中項目	小項目	整理 番号	標題	年月日	西曆	作成
B 支配	11 寺社	(6) 出入	98	[本山下知の趣仰せ渡され方につき書状]			(藤田与次兵衛カ)
B 支配	11 寺社	(6) 出入	99	口演 (時山道場一件で両家へ届向および浄徳寺門末の面々へ申渡し相済み請書申し付けの件承知、坊官へ委曲吹聴相達)	十一月二日		浄徳寺二而・観乗坊
B 支配	11 寺社	(6) 出入	100	口上之覚 (御深情にて浄徳寺において取り計らい相済み大慶)	十一月二日		観乗坊
B 支配	11 寺社	(6) 出入	101	吟味書之覚 (時山村道場一件落着につき帰檀寺号等吟味書下書)	(寛政三年十一月)	1791	
B 支配	11 寺社	(6) 出入	102	[断簡]	寛政三年十一月	1791	高木監物様御領知・同国同郡時山村庄屋・津右衛門印、組頭惣代・為右衛門印、百姓代・徳右衛門印、弥右衛門印、軍次印
B 支配	11 寺社	(6) 出入	103	[双方熟談につき書付写断簡]			惣八印、高木修理様御領知・同国同郡時山村庄屋・浅右衛門印、組頭惣代・善助印、四郎太夫印、百姓代・清次郎印、庄兵衛印、銀右衛門印
B 支配	11 寺社	(6) 出入	104	口上手扣	寛政三亥年	1791	
B 支配	11 寺社	(6) 出入	105	[時山村広栄寺一件を当家にて取り扱い双方熟和内済にいたり大慶、去る亥年に使僧をもって仰せ越しの信証院様御影の件早々に懸け合い頼むにつき書状]	(寛政六年寅) 正月十一日	1794	藤田与次兵衛
B 支配	11 寺社	(6) 出入	106	[時山広栄寺信証院様御影の件で京都より御沙汰につき書状]	(寛政六年) 九月廿四日	1794	平尾御坊・片桐此面忠好 (花押)
B 支配	11 寺社	(6) 出入	107	[広栄寺へ信証院様真影を早速掛け渡しありたく、尤も今一往平尾掛所役僧へ上京申し遣わしにつき書状]	(寛政六年) 閏十一月晦日	1794	本願寺東御門跡役者・泉徳寺・権律師祐宜 (花押)、大量坊・権律師了恵 (花押)
B 支配	11 寺社	(6) 出入	108	[一括包紙]	寛政七年卯正月	1795	片桐此面忠好、明顕坊賢浄
B 支配	11 寺社	(6) 出入	109	[信証院様御影の件で時山村同行中より京都へ一通り御歎き申し上げるようとの事承知下されたい等につき書状]	(寛政七年) 正月十二日	1795	片桐此面忠好 (花押)、明顕坊賢浄 (花押)
B 支配	11 寺社	(6) 出入	110	[年賀状]	(寛政七年) 正月十二日	1795	片桐此面忠好 (花押)、明顕坊賢浄 (花押)
B 支配	11 寺社	(6) 出入	111	[信証院様御影一件承知および年始祝詞につき書状二通写]	(寛政七年正月十六日)	1795	(藤田与次兵衛判)
B 支配	11 寺社	(6) 出入	112	[心得のため別紙写差し上げるにつき書状]	正月十七日		藤田与次兵衛
B 支配	11 寺社	(6) 出入	参考	為取替証文之事 (広栄寺一件につき示談証文)	文化十二年亥六月	1815	年寄・多郎蔵印、同断・新八印 (他十名)
B 支配	11 寺社	(6) 出入	113	[時山村領分のうち拙寺へ十四日に参詣する件承知につき書状]	(年未詳) 十月十二日		唯願寺
B 支配	11 寺社	(6) 出入	114	[看坊僧の件等よろしく願うにつき書状]	(年未詳) 十月廿二日		土屋右衛門
B 支配	11 寺社	(6) 出入	115	[時への御便りの件、留守居僧退寺の件等につき書状]	(年未詳) 十二月十八日		鈴木弥一右衛門
B 支配	11 寺社	(6) 出入	116	[看坊僧につき書状下書]	(年未詳) 十二月十九日		

宛名	形態	点数	備考	一括情報	請求番号
(片桐此面様カ)	切紙	1	後欠	79-1 ~ 2 重折一括	広栄寺 79-2
藤田与次兵衛様	切紙	1		27-1 ~ 2 重折一括	広栄寺 27-1
	切紙	1		27-1 ~ 2 重折一括	広栄寺 27-2
	縦紙	1	「名図・B-11-(6)-123」参照		広栄寺 92
	切紙	1	前後欠		広栄寺 143
高木中務様、御役人中様	縦紙	1	前欠(143の続きカ)、唯願寺・明覚寺奥書あり		広栄寺 144
	包紙	1			広栄寺 88
御集会所御役僧衆中	切紙	1	端裏書「寛政六年寅正月」		広栄寺 55
高木中務様御内・藤田与次兵衛様	切紙	1			広栄寺 3
藤田与次兵衛様	切紙	1			広栄寺 8
藤田与次兵衛様	包紙		57-1の包紙カ	57-1 ~ 2 包紙一括	広栄寺 57-1 ~ 2
藤田与次兵衛様	切紙	1		57-1 ~ 2 包紙一括	広栄寺 57-1
藤田与次兵衛様	折紙	1	包紙「片桐此面 明顕坊 藤田与次兵衛様 寛政七年卯正月」		広栄寺 33
(明顕坊様、片桐此面様)	切紙	1	端裏書「寛政七年卯正月」	57-1 ~ 2 包紙一括	広栄寺 57-2
片桐此面様	切紙	1			広栄寺 49
広栄寺・晃龍殿	縦紙	1			蓬左・高ナ 55・15 (6)
藤田与次兵衛様	切紙	1			広栄寺 24
藤 与次兵衛様	切紙	1	包紙「藤田与次兵衛様 土屋右衛門」		広栄寺 26
藤与次兵衛様	切紙	1		69で70~72を包む	広栄寺 72
	縦紙	1	包紙反故を利用		広栄寺 82

大項目	中項目	小項目	整理 番号	標題	年月日	西暦	作成
B 支配	11 寺社	(6) 出入	117	〔留守居坊退寺等につき相談の書状下書〕	(年未詳)		
B 支配	11 寺社	(6) 出入	118	〔平尾より村方へも道行も下さるのでよろしく御頼み申し上げる様子申し越し等につき書付〕	(年未詳)		西御役人共
B 支配	11 寺社	(6) 出入	119	〔付札「今之看僧へ」〕	(年未詳)		
B 支配	11 寺社	(6) 出入	120	〔時山村道場一件写留〕	(宝暦～寛政)		
B 支配	11 寺社	(6) 出入	参考	寛政二年庚戌年時山村道場一件濟口書共三通入	文政十一戊子年二月	1828	
B 支配	11 寺社	(6) 出入	121	時山邑道場広栄寺一件	文政十二年己丑仲春	1829	預り納戸方
B 支配	11 寺社	(6) 出入	参考	文政十二丑年類焼以後 時山道場一件	天保二卯年五月ヨリ	1831	御役所
B 支配	11 寺社	(6) 出入	122	上組道場起立御尋口上書(広栄寺焼失後の経緯につき口上書、下書)	天保二年卯之極月	1831	濃州石津郡時山村・広栄寺印
B 支配	11 寺社	(6) 出入	123	奉差上書記(広栄寺焼失後の経緯につき口上書、下書)	天保二年卯極月	1831	時山村百姓惣代・浅次郎印、同断・宇平印、組頭惣代・幸助印、同断・権右衛門印、庄屋・熊次郎印
B 支配	11 寺社	(6) 出入	124	奉達候口上書(広栄寺相續仕るよう歎願)	天保八年酉四月	1837	濃州石津郡時山邨・広栄寺印
B 支配	11 寺社	(6) 出入	125	差上申一札之事(拙寺伝来の書類を預けるので変わらぬ取り成しを願う)	嘉永二年酉四 []	1849	[]
B 支配	11 寺社	(6) 出入	参考	時山村蔵林寺御取立一件 東本山掛合書類共	嘉永二己酉年十一月	1849	西館寺社方
B 支配	11 寺社	(6) 出入	126	時山蔵林寺一条 武通(蔵林寺の時山村移転につき三和六左衛門口達書と時山村一札の下書)	(嘉永二年)	1849	
B 支配	11 寺社	(6) 出入	127	差上申一札之事(蔵林寺の時山村移転につき条々)	嘉永四年亥九月	1851	時山村・蔵林寺印、恵教(花押)
B 支配	11 寺社	(6) 出入	128	〔類焼により延引していた礼金上納により自庵の御書付御下げ願うにつき書状写〕	(嘉永四年)十二月十六日	1851	山田基左衛門、佐野保兵衛、藤田与三左衛門
B 支配	11 寺社	(6) 出入	129	〔延宝九年六月廿日その道場へ木仏寺号御免のところ今度自庵に仰せ付けられにつき御印書〕	嘉永四年十二月廿三日	1851	宇野相馬直貞(花押)、川那部図書宗岱(花押)
B 支配	11 寺社	(6) 出入	130	御詫申一札之事(本山の免許なく御影安置につき詫状)	明治九年六月廿五日	1876	時山村・蔵林寺住職・山上信行、同高綱印、門徒惣代・善之助印、同・八郎兵衛印
B 支配	11 寺社	(7) その他	1	〔前夫村毒流しにつき書状写〕	(寛政十年年)七月三日	1798	東御役人共

宛名	形態	点数	備考	一括情報	請求番号
	切紙	1			広栄寺 42
東御役人中様	切紙	1			広栄寺 78
	切紙	1	紐の付札		広栄寺 90
	縦帳	1			広栄寺 185
	紙袋一括	(3)	包紙「済口書付写 三通入」「文政十丁亥年方時上村明覚寺与時山村旦家与吊之義ニ付少々入組有之候ニ付古書類吟味いたし候得共済口分り兼候ニ付内々東様江問合せ候処三通共東様ニ本紙印付有之候ニ付写置双方江右之旨申渡置候也 文政十一子二月 大嶽半之進 三輪右衛門 改入ル」	あ〜う紙袋・包紙一括	名図・B-11-(6)-127- あ〜う
	木箱		蓋裏書「高木大内蔵貞教代改納之者也 永々鹿略不可有候 于時文政十二年己丑仲春 納戸川添本務 三輪多物 改之」		広栄寺 木箱
	紙袋一括	(21)		あ〜な紙袋一括	名図・B-11-(6)-145- あ〜な
平尾御坊御役所	縦帳	1	奥書「右書面平尾江差出シ候ニ付東御役所江入 御覧認メ方も御差図を受ケ申候事」		広栄寺 169
東御役所様	縦帳	1	表紙に「寺事易地事ニ付書付差上候下書」		広栄寺 171
御役人中様	縦帳	1			広栄寺 173
広 []	縦紙	1	欠損		広栄寺 138
	紙袋一括	(28)		あ〜ふ紙袋一括	名図・B-11-(6)-150- あ〜ふ
	縦帳	1	「名図・B-11-(6)-150- に、ぬ」参照		広栄寺 170
唯願寺殿	縦紙	1			広栄寺 113
東六条御殿、御集会所御役僧中様	縦帳	1		172-1 ~ 2 非一括	広栄寺 172-2
濃州石津郡時山村・広栄寺・義成	折紙	1	包紙「御印書」		広栄寺 127
唯願寺殿、明覚寺殿、了覚寺殿、広栄寺殿	縦紙	1			広栄寺 94
西御役人中様	切紙	1	奥書「右寛政十年六月下旬又候前夫村毒流致ニ付西屋敷へ申遣候也」	66-1 ~ 20 紐一括、66-9 ~ 20 巻込一括	広栄寺 66-9

大項目	中項目	小項目	整理 番号	標題	年月日	西暦	作成
B 支配	11 寺社	(7)その他	2	美濃国石津郡時郷時山村仮名附帳	享和三年亥十一月	1803	広栄寺㊤
B 支配	11 寺社	(7)その他	3	覚(元利拾三両四拾六匁五分請取)	文政六年未五月	1823	保月村・伝重郎㊤
B 支配	11 寺社	(7)その他	4	[金子請取手形紛失につき願書]	弘化五戊申年二月	1848	近江国犬上郡水邑・治郎右衛門㊤、同郡保月村・せわ人・橋藏㊤
B 支配	11 寺社	(7)その他	5	勘定書(御影・御絵伝御礼ほか差引勘定)	慶応元乙丑年十二月	1865	御絵表所・渡辺源左衛門㊤
B 支配	11 寺社	(7)その他	6	請取一札之事(蔵林寺講掛金請取)	明治五年申十月十二日	1872	請取・政治郎㊤、証人・久藏㊤
B 支配	11 寺社	(7)その他	7	借入金証書(金壱円五拾銭)	明治十一年寅ノ五月廿日	1878	打上村・木下信之㊤
B 支配	11 寺社	(7)その他	8	請取証(達如上人証印御文五帖一部代三円請取)	明治十九年十二月十八日	1886	上石津郡時山村・川添権弥㊤、本人依頼ニ依リ代書仕候也・親類之内・三輪清藏㊤
B 支配	11 寺社	(7)その他	9	借用証(金五円)	明治二十一年二月廿六日	1888	借用主・山村義貞㊤
B 支配	11 寺社	(7)その他	10	請取記(御影願込につき取替金拾壱円請取)	明治二十一年三月五日	1888	本人・川添吉兵衛㊤
B 支配	11 寺社	(7)その他	11	借入金証(金拾円)	明治二十一年三月廿五日	1888	借用主・山村義貞㊤
B 支配	11 寺社	(7)その他	12	[太吉の御本尊写]	(明治)廿四年五月一日	1891	
B 支配	11 寺社	(7)その他	13	質入証文之事	寅七月日		借主・平右衛門㊤
B 支配	11 寺社	(7)その他	14	キ(酒代十七銭受取)	午八月		トキ・〈マル三〉みせ㊤
B 支配	11 寺社	(7)その他	15	記(味噌・溜り代ほかメ四拾七銭貳厘、八月廿六日受取)	八月		与七
B 支配	11 寺社	(7)その他	16	記(油代メ六拾四銭)	午八月		川添長太郎
B 支配	11 寺社	(7)その他	17	記(いわし・しいら代メ五銭五厘)	午八月		時山・与曾弥
B 支配	11 寺社	(7)その他	18	覚(みそ代ほかメ九十九銭四厘)	午八月		喜三郎
B 支配	11 寺社	(7)その他	19	覚(みそ代ほかメ二円四十三銭四厘)	未一月		喜三郎
B 支配	11 寺社	(7)その他	20	記(味噌代ほかメ四拾八銭受取)	未一月		与七
B 支配	11 寺社	(7)その他	21	覚(引残金壱分式朱銭貳百六拾六文上納)	西ノ十二月廿五日		川添逸平次
B 支配	11 寺社	(7)その他	22	記(三銭五厘)	一月廿五日		駄や
B 支配	11 寺社	(7)その他	23	[去年参上した折御厚情に預かり御礼、帰国何時とも計りがたいが都合いたし再参するにつき書状]	二月十五日		枕石・西□
B 支配	11 寺社	(7)その他	24	[其表へ罷り出ること今に延引残念等につき書状]	二月廿七日		威力院
B 支配	11 寺社	(7)その他	25	おほへ(メ三十三銭七厘、内三十銭入)	三月十六日		大カキヤ・藤七
B 支配	11 寺社	(7)その他	26	[メ四十四銭三厘勘定書付]	五月十七日		
B 支配	11 寺社	(7)その他	27	口上(本山用申し付けられ蓮明寺へ参るにつき拙寺案内申し付けられたが病気のため小僧を遣わす)	五月廿七日		託念寺
B 支配	11 寺社	(7)その他	28	覚(四匁七分受取)	九月三日		山魚長兵衛

宛名	形態	点数	備考	一括情報	請求番号
御勘定所	縦帳	1		67-1～7紐一括	広栄寺 67-7
時山村・広栄寺様	切紙	1			広栄寺 160
濃州時山村・光遠(マ)寺様	縦紙	1			広栄寺 130
美濃国石津郡時郷細野村・ 本誓寺・教海殿	切紙	1			広栄寺 158
広栄寺殿	縦紙	1			広栄寺 135
時山村・山村義貞殿	縦紙	1			広栄寺 137
御手次・広栄寺住職・山村 義貞殿	縦紙	1			広栄寺 120
川添宗九郎殿	切紙	1			広栄寺 162
広栄寺殿	切紙	1			広栄寺 50
川添宗九郎殿	縦紙	1	罨紙		広栄寺 151
	切紙	1			広栄寺 159
御寺様	縦紙	1			広栄寺 134
寺・上様	切紙	1		68-1～9紐一括	広栄寺 68-4
山村様	切紙	1		68-1～9紐一括	広栄寺 68-5
広栄寺様	切紙	1		68-1～9紐一括	広栄寺 68-7
広栄寺様	切紙	1		68-1～9紐一括	広栄寺 68-8
御寺様	切紙	1		68-1～9紐一括	広栄寺 68-9
御寺様	切紙	1		68-1～9紐一括	広栄寺 68-2
山村様	切紙	1			広栄寺 13
御役人中様	切紙	1		66-1～20紐一括、66-9～20巻 込一括	広栄寺 66-10
山村様	切紙	1			広栄寺 38
広栄寺様	切紙	1	包紙「美濃国石津郡時山村広栄 寺様 枕石寺西□」「京都上珠 数屋町烏丸通東へ入所 富田屋 彦右衛門方へ出ス」		広栄寺 157
時山・広栄寺様	切紙	1	封字「宝原出」	68-1～9紐一括	広栄寺 68-1
上	切紙	1		68-1～9紐一括	広栄寺 68-6
	切紙	1		68-1～9紐一括	広栄寺 68-3
	切紙	1	端裏書「四」		広栄寺 12
	切紙	1		66-1～20紐一括、66-9～20巻 込一括、66-11～20綴一括	広栄寺 66-12

大項目	中項目	小項目	整理 番号	標題	年月日	西暦	作成
B 支配	11 寺社	(7)その他	29	覚（壹冊代壹匁六分受取）	九月三日		林宗兵衛 [㊤]
B 支配	11 寺社	(7)その他	30	覚（代貳朱請取）	九月三日		嘉兵衛
B 支配	11 寺社	(7)その他	31	覚（四貫八百廿文）	九月四日		すや・清三
B 支配	11 寺社	(7)その他	32	覚（メ壹貫九百文）	九月十一日		扇子屋・七兵衛
B 支配	11 寺社	(7)その他	33	覚（メ四拾貳匁六分四貫八百文）	九月十四日		扇七
B 支配	11 寺社	(7)その他	34	覚（メ拾六匁五分）	九月廿八日		茂七
B 支配	11 寺社	(7)その他	35	覚（百拾壹匁五分請取）	九月廿八日		いがや・源太郎
B 支配	11 寺社	(7)その他	36	おほへ（メ貳百八文受取）	臘月廿二日		元六
B 支配	11 寺社	(7)その他	37	[残り五百四十貳文につき付札]			
B 支配	11 寺社	(7)その他	38	[俳諧、時山の里なる靈岸法師の 芳庵を伺いて]			鳳枝
B 支配	11 寺社	(7)その他	39	弔詞（戦死者への弔詞）	（戦後）三月七日		時山青年団長・川添稔

宛名	形態	点数	備考	一括情報	請求番号
	切紙	1		66-1～20紐一括、66-9～20巻込一括、66-11～20綴一括	広栄寺 66-13
	切紙	1	印は京都の大黒屋	66-1～20紐一括、66-9～20巻込一括、66-11～20綴一括	広栄寺 66-15
みのや・源助様	切紙	1		66-1～20紐一括、66-9～20巻込一括、66-11～20綴一括	広栄寺 66-19
御若様	切紙	1		66-1～20紐一括、66-9～20巻込一括、66-11～20綴一括	広栄寺 66-16
三〇組・御若様	切紙	1		66-1～20紐一括、66-9～20巻込一括、66-11～20綴一括	広栄寺 66-17
つかや・御若様	切紙	1		66-1～20紐一括、66-9～20巻込一括、66-11～20綴一括	広栄寺 66-18
御若様	切紙	1		66-1～20紐一括、66-9～20巻込一括、66-11～20綴一括	広栄寺 66-20
	切紙	1		66-1～20紐一括、66-9～20巻込一括、66-11～20綴一括	広栄寺 66-14
	切紙	1	一括紐の付札	66-1～20紐一括、66-9～20巻込一括、66-11～20綴一括	広栄寺 66-11
	切紙	1			広栄寺 44
	切紙	1	封筒「弔詞」		広栄寺 184